令和4年第1回定例会会議録(第2号)

令和4年3月2日

○出席議員(23名)

1番 桝 貢 君 2番 日名子 敦 子 君 田 3番 美 馬 恭 子 君 真 君 4番 团 部 5番 手 東 貴 裕 君 6番 安 部 郎 君 7番 小 野 正 明 君 8番 森 大 輔 君 忠 9番 重 昭 君 10番 森 Щ 義 治 君 11番 穴 井 宏 君 12番 加 藤 信 康 君 \equiv 13番 荒 金 卓 雄 君 14番 松 Ш 章 君 16番 市 原 隆 生 君 17番 黒 木 愛一郎 君 平 野 文 君 松 Ш 峰 生 君 18番 活 19番 20番 哲 男 君 21番 堀 本 博 行 君 野 П 22番 本 成 君 23番 泉 武 弘 君 Ш 25番 首 藤 正 君

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

市 長 長 野 恭 紘 君 副 市 長 冏 南 寿 和 君 育 市 長 﨑 智 君 教 長 寺 尚 悌 君 副 松 上下水道企業管理者 岩 田 弘 君 総 務 部 長 末 田 信 也 君 企画戦略部長 部 政 信 君 観光・産業部長 Ш 幸 路 君 安 松 市民福祉部長 公営事業部長 上 田 亨 君 田 辺 裕 君 兼福祉事務所長 いきいき健幸部長 内 剛 君 設 部 長 松 屋 益治郎 君 田 建 市長公室長 災 防 局 君 修 \equiv 君 Щ 内 弘 美 白 石 兼自治連携課長 兼観光 · 産業部参事 防 長 須 崹 良 君 育 部 長 柏 木 正 君 上下水道局次長 佳 政 野 義 君 Щ 内 久 君 財 課 長 矢 知 政策企画課長 部 さと子 君 產業政策課長 君 行 竹 元 徹 産業政策課参事 姫 野 淳 子 君 子育て支援課長 宇都宮 尚 代

いきいき健幸部次長 大野高之君 健康推進課長 樋田英彦君

教育政策課長 奥 茂 夫 君 上下水道局総務課長 藤 吉 賢 次 君

○議会事務局出席者

 局
 長
 花
 田
 仲
 一
 議事総務課長
 佐
 保
 博
 士

 補佐兼議事係長
 藤
 内
 洋
 一
 総
 務
 係
 長
 市
 原
 祐
 一

 主
 査
 浜
 崎
 憲
 幸
 主
 査
 河
 野
 あ
 や

 主
 査
 松
 尾
 麻
 里
 主
 任
 佐
 藤
 雅
 俊

 速
 記
 者
 桐
 生
 正
 子

○議事日程表(第2号)

令和4年3月2日(水曜日)午前10時開議 第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1 (議事日程に同じ)

午前 10 時 00 分 開会

○議長(松川章三君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。順次発言を許可いたします。

○1番(桝田 貢君) 本日は、よろしくお願いいたします。(発言する者あり)はい、ありがとうございます。

まず、こういう議案質疑をさせていただきますことを、会派先輩議員の皆様に感謝申し 上げます。

最近、新型コロナウイルスの感染者の増加やロシアのウクライナ侵略など、悲しいニュースを毎日見ておりますが、これが一日でも早く収束することを願いまして、一般質問のほうに入らせていただきたいなと思います。

早速、一般質問のほうに…… (「議案質疑」と呼ぶ者あり) あ、ごめんなさい、議案質疑。 ごめんなさい、一般質問ではない。申し訳ないです。議案質疑のほうに入らせていただき たいなと思います。

早速、議案質疑に入ります。湯のまちふるさと応援寄附金についてということで質問させていただきます。

湯のまち別府ふるさと応援寄附金についてです。12月補正予算の追加に続き、今回の補正予算もさらに、約1億6,500万円を追加しております。合計が大体7億6,200万円を 計上しておりますが、これが増収となった要因をどのように分析しておりますか。

○政策企画課長(行部さと子君) お答えいたします。

湯のまち別府ふるさと応援寄附金が増加した主な要因としましては、利用しております ふるさと納税ポータルサイトを3つのサイトから6サイトに増やしたことや、市内の事業 者にアプローチして新たな返礼品の開拓をしたこと、また、全国的にもふるさと納税が増 加していることなどが主な要因と考えております。

○1番(桝田 貢君) ふるさと納税が増えるということは非常にいいことですし、別府市 の市内の業者さんにもっともっとアプローチして、どんどん別府のふるさと納税の動きが 知られていくことは非常にいいことかなと思っております。

ふるさと応援寄附金は、財源確保のため、県内では国東市などをはじめとした多くの自 治体が増収に取り組んでいますが、本市では今後どのような増収策を考えておりますか。

○政策企画課長(行部さと子君) お答えいたします。

総務省の発表では、令和3年度の住民税において、ふるさと納税を行ったことによります住民税所得割控除適用者数は、全国で約552万人となっております。全国の住民税所得割納税義務者数は約5,600万人で、ふるさと納税利用者は10%弱であることから、今後も利用者数の伸びが見込めるものと考えております。

新年度におきましては、引き続き新たな返礼品の開拓や拡充を行うとともに、寄附者の目に留まりやすいようにポータルサイトの掲載の見直しや主力の返礼品であります観光・宿泊関連では、最適な時期に別府の魅力を発信できるような効果的なプロモーションの実施、また、寄附を頂いた方へダイレクトメールを発信するなどリピートの向上等も図り、寄附の増収に努めたいと考えております。

○1番(桝田 貢君) 別府のふるさと応援寄附金は、寄附された方はいろんな思いが多分 あると思います。その思いにしっかり添えるよう、市政の運営の充実のために有効活用す ることが私は必要だなというふうに感じております。

どのような事業に活用していく予定ですか。そして、その使徒についても示していただくことも必要だと思いますが、どのように公表していますか。

○政策企画課長(行部さと子君) お答えいたします。

寄附金の使徒につきましては、別府の魅力を生かす観光資源、温泉、都市環境等を整備する事業や、文化及び芸術の振興に関する事業、また子どもの健全育成及び健康増進に関する事業など9項目にわたっており、寄附をする際に使い道を選んでいただいております。頂いた寄附金は、全額湯のまち別府ふるさと応援基金積立金に積立て、御寄附を頂いた翌年度に寄附者の選んだ事業に沿うように使わせていただき、結果を事業実施の翌年度の7月から8月を目途に公表しているところでございます。

○1番(桝田 貢君) コロナ禍で、やはり税収が厳しくなっていると思います。ふるさと 応援寄附金は、貴重な自主財源となります。今後もしっかりとこういったふるさと納税も 含めた上で対策に取り組んでやっていただきたいなと思います。

続きまして、基金積立金について質問させていただきます。

別府市では、減債基金について市債財源の確保や市債の適正な管理を行うため設置されていますが、今回の補正予算について約4億6,000万円の積立金が計上されていますが、この内容をお答えください。

○財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、国税収入の増加に伴いまして、国の補正予算(第1号)により臨時財政対策債の償還財源といたしまして普通地方交付税に4億5,918万1,000円を追加で措置されることから、歳入予算で計上をさせていただいておりますが、これを同額別府市減債基金に積立てを行うものであります。

- ○1番(桝田 貢君) 今回の補正で積み立てられた基金が、皆さん、どのように使われているかとか、この基金がどのような効果を発揮するか、皆さん気になっていると思います。 お答えください。
- ○財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

今回の積立金につきましては、令和4年度の当初予算におきましてこの基金を取り崩し、 臨時財政対策債の償還財源といたします。このことによりまして令和4年度の臨時財政対 策債の発行額が抑制されるという効果が期待されます。

○1番(桝田 貢君) 臨時財政対策債は、地方債残高の約5割を占めて、大きなものになっております。将来的にその償還が財政に影響を及ぼさないよう、今後も発行の抑制に努めていただきたいなと思いまして、次の質問に移らせていただきたいなと思っております。

児童健全育成に要する経費、保育所入所に要する経費、職員人件費についてということ で質問させていただきます。

これらの事業は、国の経済対策において措置されたものと思いますが、目的と内容を説明してください。

○子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の目的は、新型コロナウイルス感染症への 対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士・幼稚園教諭等の収入を引 き上げることであります。

内容としましては、令和4年2月から9月分における基本給または決まって支払われる 手当により賃金改善を実施するものです。

- ○1番(桝田 貢君) 国もおっしゃっていますが、この事業によって保育の現場で働く方は、 1人当たりどれぐらいの賃金の大体引上げになるのか。その対象者というのは、多分いる と思うのですけれども、大体どれぐらいの人数になるのでしょうか。
- ○子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

収入の3%程度の引上げになります。対象者は、保育所、認定こども園、幼稚園等の特定教育・保育施設に勤務する職員の方で、私立の施設においては、令和3年度が790人、

令和4年度が見込みで823人です。補正金額は6,877万7,000円です。

また、市内に37か所ある放課後児童クラブの職員205人の方についても対象となり、 同様の措置を実施いたします。補正金額は1,804万円です。

公立に勤務する会計年度職員である保育士については、職員課が対応いたします。

- ○1番(桝田 貢君) この事業により補助した後に保育現場の方々の実際の賃金の引上げ が行われているかどうか、どのように確認していくのですか。
- ○市民福祉部長兼福祉事務所長(田辺 裕君) お答えします。

今回の処遇改善は、賃上げの効果が継続される取組を行うことを前提として実施される ものであります。各施設から提出される賃金改善実績報告書の確認の際に、資料として賃 金台帳等の添付を求め、記載内容について確認を行ってまいります。

○1番(桝田 貢君) 今、本当に保育現場の方々が大変苦労しているということで、これが処遇改善に本当につながっているかどうか、そして、今後そこら辺をしっかり研究して、保育士の方が現場で働きやすい環境を整えていただきたいなと思いまして、次の質問のほうに移らせていただきたいなと思います。

別府市学校給食運営委員会条例制定についてというところの質問に移らせていただきたいと思います。

別府市学校給食運営委員会の条例を制定する趣旨並びに内容をお答えください。

○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えします。

新学校給食共同調理場の令和5年9月の開設に向けまして、学校給食法第4条の規定に基づき実施する学校給食を適正に運営するため、別府市学校給食運営委員会の設置に関し必要な条例を制定しようとするものです。

運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する重要な事項について 調査・審議するものです。委員会は、学校長、学校医、学校薬剤師、保護者、有識者、教 育部職員など15名以内の委員で組織し、委員の任期は2年としております。

- ○1番(桝田 貢君) 今、運営委員会を条例により設置するという答弁をいただきましたが、 どのような内容をこの運営委員会が審議をする予定ですか。そして、この条例で部会を設 けるというふうに定められていると今答弁をいただきましたが、その部会というものをど のように想定していますか。
- ○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えします。

運営委員会では、新学校給食共同調理場の管理運営、献立作成の方針、食品選定の方針などを審議する予定です。また、必要に応じて置くことができる専門委員及び部会は、食物アレルギー対応、食育、地産地消、給食費など、専門性を生かして協議することが必要な部会の設置を想定しております。

- ○1番(桝田 貢君) 今答弁いただきました食育の充実ということですが、市は、どのように進めていくおつもりでしょうか。そして、運営委員会で協議した内容は、学校給食にどのように生かされていくのでしょうか。
- ○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えします。

食育は、学力と体力を身につけるための基礎として、大変重要な役割を担っていると考えております。未来を担う子どもたちが将来にわたり正しい食生活を送ることができるよう、別府市教育委員会は「別府市立学校における食育推進計画」、これは仮称でございますけれども、そういった計画の策定を予定しております。計画の原案は、学校給食運営委員会の審議を経て教育委員会で最終決定した後に、各学校や共同調理場が実践する食育に反映されます。運営委員会は、計画に沿って行われる食育の進捗状況を把握するとともに、その取組がなお一層効果を上げるように、継続して調査・審議をします。

○1番(桝田 貢君) 新学校給食調理場も令和5年度に完成しますが、安全・安心な学校

給食の提供を最優先にしていただきたいなと。そして、答弁にもありましたが、地産地消というものもしっかり取り組んでいただきまして、子どもたちの残食率が減るようにしっかり努めていただきたいなと思って、いい給食、本当に衣食住の中で、3つの中で食ということで非常に大事な部分を示しますので、しっかりと進めていただきたいなと思いまして、次の項の質問に移らせていただきたいと思います。

別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質問させていただきたいと思います。

上下水道局の管理者、トップですね、いわゆるトップの方を令和4年度以降設置しない 旨の提案ですが、管理者業務というのを今後どなたが行う予定ですか。

- 〇上下水道局次長(山内佳久君) お答えいたします。
 - 令和4年度以降は、市長が上下水道企業管理者の職務を行うことを予定しております。
- ○1番(桝田 貢君) 管理者ではなく、市長が直接上下水道の指揮の監督を行うということでよろしいのですね。

現在の条例、水道局の組織などが、そうなると多分変わってくる部分があるのではない のかなと思いますが、変わる部分をお答えください。

○上下水道局次長(山内佳久君) お答えいたします。

上下水道事業の職務を行う市長の下に、市長事務部局での部長級に相当いたします上下 水道局長を設置する予定でございます。

なお、これ以外の組織については変わりはなく、また、地方公営企業法の全部適用を引き続き受けますため、職員の身分や労働関係、企業会計など財務につきましても、従前と同じ取扱いになります。

- ○1番(桝田 貢君) 上下水道局においては、昭和42年度以降、現在の管理者に至るまで、 15代にわたって管理者を設置し事業運営を行っているようです。管理者を設置しなくて もいいというわけではない、今回変わったということで、管理者をもう置かなくてもいい よというその根拠を教えていただきたいなと思います。お答えください。
- ○上下水道局次長(山内佳久君) お答えいたします。

議員御案内のとおり、本市では半世紀にわたり管理者を設置しておりますが、地方公営企業法に基づく規定では、管理者を必ず設置しなければならない事業体は水道事業で常時雇用される職員が200名以上で、かつ給水戸数は、これは水道水の給水を御家庭などに行っている軒数でありますが、これが500戸以上となっており、比較的事業規模の大きな自治体が該当するものと考えております。(「5万」と呼ぶ者あり)あ、5万戸ですね、すみません、失礼いたしました。考えております。本市におきましては、常時雇用される職員数が公共下水道事業を含めましても、その要件を満たしていませんため、条例で定めれば必ずしも管理者を設置しなくてよいということとなり、これにより今般の条例改正を上程させていただいているところでございます。

○1番(桝田 貢君) 今のような説明をしっかり市民の方に浸透できるよう、私たちもしっかり努めていきますので、水道局さんのほうもしっかりそこら辺も聞かれたときには丁寧にお答えください。

市長が管理者の職務を行うということで、多分新たな作業とかが増えてくるのではないのかなと私は個人的に考えております。まず、新たな作業がどのようなことが増えるのか、そして、上下水道局をはじめとする市役所の方、今後、これが変わったことによって多分いろんなことが出てくると思うのですよね。だから、その中でやはりメリット点というのを聞きたいなと思いますが、そのメリット点について、先ほど言った追加、新たな追加の業務について、この2つをどう考えているか、当局、お聞かせください。

○上下水道局次長(山内佳久君) お答えいたします。

令和4年度以降、市長を上下水道局の長とすることで関係規程等の整備、印刷物の校正などの作業が発生いたします。

メリットといたしましては、上下水道局とほかの部署との関わる共通課題につきまして、 今まで以上に迅速に解決することが可能であるものと考えております。

さらに、地方公営企業法に定められています管理者の担任事務の一つとして職員の任免など人事管理の業務がありますが、これを市長が行うことにより市長事務部局と上下水道局においてお互いの職員のスキルアップ、組織の活性化につながるものと考えております。

- ○1番(桝田 貢君) 今は本当に、こういうふうに組織を変えたときの最初が一番肝心だと思います。何事もゼロから1にするというのは非常に大変だと思いますので、ここをしっかりスムーズに対応していただいて、市民の生活に支障が出ないようしっかり努めていただきたいなと思いまして、私の議案質疑のほうを終了させていただきます。
- ○13番(荒金卓雄君) 公明党会派を代表して、議案質疑をさせていただきます。

今の1番議員と質問の部分が、重複する部分がありますので、その部分は省略をいたします。

初めに、議第24号別府市学校給食運営委員会条例の制定についてということで、先ほどの答弁でもありましたが、来年の9月から新しい共同調理場がスタートするということで、私もつい最近、現地を見てきました。ラクテンチの西側の昔温泉プールというのがあった広い敷地ですけれども、ちょっと段差がもともとはあったかと思うのですが、それももう解消されて、整地が整っているというのを思いまして、いよいよだなと。

実は私も昭和47年のときに、中学校3年のときに今の共同調理場の給食がスタートしたときの1号生徒といいますか、そういうので考えれば、もう50年余り、50年経過したのだなということで感慨深いことです。

ちょっと質問に入ります。では、この学校給食運営委員会というのは、今回新たに条例が制定されるわけですが、これまでも小学校では単独調理場方式、中学校は共同調理場方式で給食がずっと続いていたわけですけれども、これまではそういう運営委員会がなかったのか、その現状をちょっと教えてください。

○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

現在も各小学校、そして中学校を中心に担っております共同調理場、それぞれに運営委員会を設置しております。各運営委員会では、給食費の予算・決算を含めた調理場の管理運営や献立作成の方針、食材の納入業者の選定など、学校給食を適正に運営するための重要な事項を審議しておりますが、今後は本条例によって制定しようとする別府市学校給食運営委員会が、その全体的な役割を担ってまいります。

なお、食育の推進や食物アレルギーの対応など、各学校の実態に即したきめ細やかな対応を行うために、各学校の運営委員会は、その役割を改編して存続し、互いに密接な連携を図りながら適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

○13番(荒金卓雄君) では、現状も機能している、各学校にある運営委員会は存続してい くということですね。

もう1点確認なのです。先ほど申しましたが、現在の共同調理場はいわゆる市の直営ということでやっておりますが、今後の新しい学校給食共同調理場は、民間委託により運営する方針であるというのが公表されております。私も、今手元に今年の1月に発表されております、別府市新学校給食共同調理場調理業務等民間委託基本方針というのが発表されております。その中で、民間委託に当たっての基本的な考え方というのを述べているところがあります。「学校給食の実施については、学校給食法により学校の設置者である市が責任主体となります。したがって、民間委託とはいわゆる民営化ではなく、市の主体的な責任の下で調理などの特定の業務を民間業者へ委託して行うものです」、こういうふうに

あります。今回、こういう条例に制定されるような運営委員会が設置されて、来年の9月 というのが目前に迫ってきておりますが、改めて新学校給食共同調理場の運営体制の全体 像、これをどういうふうに考えておりますか。

○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えします。

安全な学校給食を提供する責務は、教育委員会にあります。新学校給食共同調理場の責任主体も当然教育委員会となることから、教育委員会の職員が責任者となるように予定をしております。

今回、新たに設置しようとする学校給食運営委員会は、教育委員会が新学校給食共同調理場の適正な運営を行うための諮問機関です。学校関係者や保護者代表、有識者など広く市民の意見を反映できる委員で構成することによって、開かれた給食運営を目指すものです。

また、新学校給食共同調理場における学校給食の実施については、教育委員会の主体的な責任の下で調理・配送等の一部業務を民間企業へ委託して行うものです。委託を受けた事業者に対しましても、契約内容に基づいた業務が適切に履行されているかを確認するためのモニタリングを実施するとともに、必要に応じて指示・指導を行うなど、運営の主体は教育委員会が責任を持って担い、日本一おいしい質の高い学校給食を提供します。

○13番(荒金卓雄君) 別府市、別府市教育委員会が全面的に責任を持って運営というのは、 改めて確認をいたしましたが、今回のこの運営委員会、学校長、学校の委員、学校をはじ めいろんな分野の方が加わっての運営委員会というのは、それも一応教育委員会からの、 市長からの諮問に対しての答申をしていくという位置づけのようですが、せっかくそうい う民間委託という新しい形態で出発するわけですから、その運営委員会で出てきた意見を 極力積極的に取り入れて、新しい時代に合った運営にしていっていただきたいということ を申し上げまして、この項を終了いたします。

続きまして、議第30号別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてをお尋ねいたします。これも1番議員と重なる部分は省略します。

別府市の給水事業というのも、非常に古いですね。2017年に別府市水道100周年という節目を迎えております。今年で105年ということになろうかと思うのですが、その間、企業管理者という役職は、約55年間あっているわけです、半分以上続いていたわけですね。その役を市長に権限が移るということのようですが、ちょっと現状を確認させていただきたいと思います。

まず、現在の地方公営企業法では管理者の権限、これをどのように定めていますか。

○上下水道局総務課長(藤吉賢次君) お答えいたします。

地方公営企業法第8条の規定によりまして、法令で特別の定めがある場合を除き予算の調製権、議案の提出権、決算の審査及び認定の付議、過料を科す権限以外は地方公営企業法の業務、具体的には企業管理規程を定めること、職員の任命等の身分取扱いに関すること、契約の締結権、出納等の会計事務を取扱うことなど、多くの業務を執行いたしまして、当該業務の執行に関しましては、地方公共団体を代表する権限を有するものでございます。

○ 13 番(荒金卓雄君) 予算の調製権また議案の提出権、非常に強い独立した権限を有しているわけです。

もう1点。同じく地方公営企業法で、地方自治体の長と上下水道企業の管理者、この関係はどのように法律では定められていますか。

○上下水道局総務課長(藤吉賢次君) お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、上下水道企業管理者には多くの権限が与えられておりますが、地方公営企業法第16条により、市長と上下水道企業管理者との関係、すなわち市長が、上下水道企業管理者に対して指示できる旨が定められております。具体

的には市民の福祉に重大な影響がある業務の執行に関しまして、市民の福祉を確保するための必要があるとき、また、上下水道局と他の部局との間で業務調整を図る必要があるときは、市長が上下水道企業管理者に対して指示することができるものとされております。

○13番(荒金卓雄君) 現在でも、市長から市の全体の福祉また水道事業、公共下水道事業 と市の通常の業務との調整が必要な場合には、市長のほうからも指示ができるというとこ ろがあるわけですね。

ところが、今回、この管理者を置かないということですが、それはさっき条文に基づいての御説明がありましたが、地方公営企業法施行令第8条の2というので管理者を置かないケースを幾つか挙げているようで、それのどれに該当して、別府市の実態はどのくらいの数字なのか。これをお願いします。

○上下水道局総務課長(藤吉賢次君) お答えいたします。

地方公営企業法施行令第8条の2の規定によりまして、管理者、本市におきましては上下水道企業管理者となりますが、この職を置かないことができる事業を定めております。 法第1号におきまして、水道事業で常時雇用される職員の数が200名以上であり、かつ給水戸数が5万戸以上の事業につきましては、上下水道企業管理者を必ず設置しなければならないこととされ、これ以外の事業は必ずしも設置しなくてよいと定められております。本市におきましては、現時点で給水戸数が6万3,324戸と5万戸以上となっておりますが、職員数が上下水道局全体では93名で、200名に至っておりませんので、必ずしも設置しなくてよいということになるものでございます。

○13番(荒金卓雄君) 今おっしゃったような理由で、今回この条例の改正を行うということですね。私がひとつ、新しい管理者をする市長にも、また改めての水道局の皆さんにも申し上げておきたいのは、現在、別府市水道事業経営戦略というのが実施されております。2017年から2026年までの10年間、これがちょうど今折り返しといいますか、後半に入ろうとしているところであります。ですから、今回の管理者が市長に移り、また、組織的には上下水道局局長というポストができて、市長の指示を受けながらやっていくということですが、この計画に影響が出るというか、そういうことがあってはならないと思いますので、それを重々踏まえた上で新しい体制に出発していただきたいということを申し上げて、この項を終わります。

最後に、議第35号市長専決処分についてお伺いします。

これは、令和3年度別府市一般会計補正予算の第12号です。これは、1月からコロナウイルス感染者が急増しました。特に年齢の若い小学生、中学生、また就学前の子どもたちも感染して休まざるを得ない。そうなると家族の方は濃厚接触者ということで仕事に行けなくなる。また、休校等が出て子どもさんが学校に行かないということになれば、その面倒を見る保護者の方が仕事を休んで、家にいるというような状況が発生をしてきました。

今回、別府市は、スピーディーに2月18日で感染症緊急対策第4弾ということで、緊急対策の予備費から支出をして5,960万円の補正予算を組みました。私が今回質問するのは、そのうちのコロナウイルス感染症対策休業支援金の3,660万円について質問をいたします。

まず、事業の概要を説明してください。

○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

別府市新型コロナウイルス感染症対策休業支援金につきましては、新型コロナウイルス 感染症の影響を受けました市民の暮らしを支えるため、新型コロナウイルスの感染や濃厚 接触、または小学校などの臨時休業等に伴い仕事を休業することになり、休業期間中に 収入が得られなかった方に対して1日につき4,000円を支援金として支給する事業となり ます。

- ○13番(荒金卓雄君) では、この事業の市民の皆さんへのお知らせ、広報、これはどのように行っていますか。
- ○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

本事業の実施に当たりましては、2月18日の市長記者会見の場におきましてマスコミに発表いたしました。さらに、同日付で別府市公式ホームページにも情報を掲載し、広く周知を図っているところでございます。また、別府市公式LINEからも同日付でプッシュ型の情報発信にも取り組んできたところでございますが、今後も引き続き受付開始のタイミングなど、別府市公式フェイスブックなども活用しながら繰り返しプッシュで情報発信に取り組むとともに、公共施設などへのチラシの設置に加えまして、市報4月号でも情報掲載を行う予定でございます。

- ○13番(荒金卓雄君) この事業の対象者になるかどうかは、いろんな条件がありますので、 すぐこれに該当するという方もいらっしゃれば、どうなのかな、もしかして該当してくれ ると助かるのだがなというケースもあろうかと思いますが、いずれにしても申請手続、こ れはどのように行うようになっていますか。
- ○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

申請の受付は3月7日から開始をいたしまして、申請期限は5月2日まで、郵送の場合は消印有効となります。

申請方法につきましては、別府市公式ホームページから申請書等をダウンロードしていただくか、市役所産業政策課で申請書類をお受け取りいただきまして、必要書類を添えて郵送または別府市公式ホームページからの電子申請で申請をしていただくことになります。

ただし、小学校等の休校等に伴います休業された保護者の方につきましては、申請書類等の関係上、郵送のみの申請受付となります。

また、申請回数は、支給上限日数に達するまで該当条件ごとに何度でも申請を行うことができます。

○13番(荒金卓雄君) 今、最後に申請回数のお話がありました。これは申請開始が3月7日、もうすぐですが、3月7日から5月の2日までという申請期限になっております。ですから、対象期限が1月の5日から3月の31日までということで、ちょっとその対象期限は3月、今月いっぱいなのですが、申請は5月の2日まであるということなのですね。そのときに休校も教育委員会のほうから、これは私もいろいろ報告をいただいていますけれども、今日はこの学校が休校になったと。また、通常に戻ったけれども、また同じ学校が休校になる、こういうケースもあります。そうなると、これに該当する日がちょっと飛びそいいますか、それの要は合計、合算で上限の10日まで、10日間までということですから、これは非常に助かると思います。

もう一つやっぱり大きなハードルは、休業して給料が支払われなかった、こういうケースが条件になるわけですので、大きな会社等であれば、こちらのほうはむしろ逆に有給休暇があったり、ほかの制度を使ってやりますから、これには該当しない。むしろ個人事業主ですとか、パートで勤務している、そういう方がこの制度を利用して少しでも助かればと思うのですが、これ、まず休業したという証明をもらうというのは、なかなか難しい部分があろうかと思うのですが、これはどのように考えていますか。

○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

休業支援金の支給に当たりましては、労働者の方は勤務状況や給与などの支給状況などが確認できる事業所からの就労証明書を御提出いただきまして、個人事業主の方につきましては、就労証明書に代わるものとして就労申立書と直近の確定申告の控えの写しなどの営業事実が確認できるものを御提出いただくことになります。また、休校等によりまして

休業した保護者の方につきましては、学校などからの臨時休校等の通知文なども併せて御 提出をいただくことになりますけれども、いずれの場合も他の公的な給付金等を受給して いないことを誓約した上での申請ということになります。

なお、保健所や医療機関、小学校などには、必要に応じて状況確認を行うとともに、虚偽の記入や偽りの証明などを行い、本来受けることができない給付を受けた場合には不正受給に当たるため、支援金の返還請求を行うこととなります。

- ○13番(荒金卓雄君) では、もうちょっと細かいことを伺います。「小学校等の休校によって」という部分がありますが、この「小学校等」というのが含む範囲、どういう教育機関、また保育機関があるのか、これをお願いします。
- ○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

対象となります主な施設といたしましては、小学校だけではなくて幼稚園や保育所、認 定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブなどが対象となっております。

- ○13番(荒金卓雄君) 次に、私もインターネット、別府市のホームページからこういうコロナウイルス感染休業支援金のチラシ等、またQ&A、こういうのもウェブに載っておりました。親切に早い対応をしていただいていると思うのですが、正直、ちょっとこの中で1個気になったのが、市税の滞納がないという条件を書いておりましたが、市税ですから住民税、固定資産税、あと国民健康保険税等の滞納がもしある場合、この支援金への申請はできないのでしょうか。
- ○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

支援金の支給対象者は、市税の滞納がないこと、または市税を支払う意思を有していることが条件となります。申請に当たりましては、申請書の誓約事項であります申請日時点で市税の滞納がないこと、または今後誠意を持って市税を支払う意思があることを誓約いただくことで支援金の申請を行うことができます。

○13番(荒金卓雄君) では、このコロナでのダメージも含めてですが、いろいろ家計的に厳しくて現在滞納状態、また支払いが遅れているという方も、まずは申込みをしてみてくださいということですね。

では、もう1点。申請から休業支援金が実際に御本人の口座に振り込まれるまで、どの くらいの期間を考えていますか。

○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

申請書を受領後、交付決定となった方には交付決定書を通知いたしますが、支払いまでには約3週間程度を想定しております。書類に不備等がある場合は、支払いが遅れることとなりますので、申請には十分御確認をお願いしたいと思います。

○13番(荒金卓雄君) ありがとうございます。

もう1点ですね。さっき申しましたいろんな条件があります。自分がこれに合うのかな、合わないのかなということで戸惑うときに、安心してここに行って聞いてみようと、そういう相談コーナーがこの事業に関してあるといいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

専用の相談コーナーを設ける予定はございませんが、産業政策課内の相談窓口で対応を させていただきます。加えて専用の電話回線を設けまして、お問合せや相談等にも対応し ていく考えでございます。

○13番(荒金卓雄君) いずれにしても、皆さんダメージを受けている中で、この制度を使えるのならという強いお気持ちがありますので、電話で相談が来た場合に丁寧な対応をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終了します。ありがとうございました。

○12番(加藤信康君) 市民クラブを代表しての議案質疑をさせていただきますが、もう既に理解できたものもありますので、記載の児童健全育成に要する経費の追加額については、 1番議員の質疑で理解いたしましたので、割愛をさせていただきたいと思います。

1点だけ。予算書でいいますと、30ページの企業誘致推進に要する経費についてです。 3月の年度末の補正予算ということで様々な事業、コロナ禍によってなかなか実施できなかったりした事業等々の減額補正がありますけれども、サテライトオフィス等整備促進事業補助金及びワーケーション環境整備事業補助金、あまり、コロナ禍の影響というよりも、全て実施できるかなと思いながらも、予算額につきまして約半分が減額となっております。その理由について、減ったことについて執行部としてどのように捉えているのかを聞かせてください。

○産業政策課参事(姫野淳子君) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症を契機として会社に出勤せずとも働けるテレワークが浸透 し、都市部から地方へ進出する企業が増えてきています。

サテライトオフィス等整備促進事業補助金は、別府市に進出する企業誘致の促進や、移住者や定住者の増加を図るため、企業が利用できる施設を増やすことを目的に、当初は2件分を予算計上しておりましたが、本年度は1件の申請となり減額となりました。しかしながら、整備を検討している法人からの問合せも多くいただいておりますので、別府市の企業誘致促進のためにも、来年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、ワーケーション環境整備事業補助金は、市内における新たなビジネスと雇用の創出により産業の活性化や移住の促進を図るため、市内においてワーケーションを実施することができるようにオフィス環境を整備する中小企業等に対し設備改修などの整備に係る費用の一部を補助しました。上限 15 万円で 30 件見込んでおりましたが、現在の実績では、申請中も含め 19 件であり、減額となっております。

○12番(加藤信康君) サテライトオフィス等整備促進事業補助金、別府市が工場誘致だとか、そういう企業誘致はなかなか難しい部分がありますけれども、非常に大事なオフィス系の企業、入っていただく事業としては大事だと思うのですが、今回2件を予定しておって1件ということですから、タイミングが合わなかったという判断をさせていただきますけれども、別府市が今後企業誘致するに当たっては、こういうオフィス系のは非常に大事だというふうに思いますので、ぜひ早い段階で声かけして、希望する企業等との連絡をちゃんと取っていただいて、こういうせっかくの事業を組んでも余らせてしまうということのないように、新年度も予算化されているみたいですから、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思います。

そして、ワーケーション環境整備事業です。これについては、令和4年度の当初予算の中ではなかったのですよね。一定の成果があったからということで終了するという判断なのか、そこら辺についてどうお考えでしょうか。

○産業政策課参事(姫野淳子君) お答えいたします。

別府市公式ホームページには、ワーケーションが可能な施設を紹介する特設サイト「BEPPU YUKEMURI WORKATION」を掲載し、現在、BEPPU WORKATION PARTNERSとして宿泊施設 42 件、コワーキングスペース 7 件の紹介やお勧めのワーケーションプランなども掲載しているところでございます。ワーケーション環境整備事業補助金を活用し整備した施設につきましても、サイトにて紹介させていただいております。今後も、BEPPU WORKATION PARTNERSとして登録していただける施設を随時増やしていきたいと考えております。

まずは令和4年度地方への進出やテレワーク移住を考える方たちにワーケーションを体験していただくことや市内のコワーキングスペースやオフィスの見学などを通して別府の

魅力に触れていただき、社員のテレワーク移住を促進する企業への雇用奨励テレワーク移住促進補助金につなげていきたいと考えております。

○12番(加藤信康君) 僕は、このワーケーション、補助金としてテレワークで移住する事業につなげていくという、非常にいいことだと思いますが、せっかく行政が補助金を出してまで整備をしたわけですから、これからどう使われていくか。事業としては、これ、なくすのは結構ですけれども、では、その後ちゃんと使われているかという部分は、ずっとデータ収集をしていただきたいなというふうに思います。

コロナ禍でミーティング機能、パソコンを利用したテレワーク、そしてミーティングシステム、それから会議等のツールがどんどんどんどん進化をしてきました。一般の家庭でもいろんな講座・講義を見ることができるようになりましたし、会社もそういう会社が少しずつ増えてきているなという気がします。コロナ禍が収まったとしても、この流れは止まらないのかな。その整備を市内の民間の施設を持っている方々の、一つのやっていただきたい事業だと思うのですけれども、これからは民間の力でどんどんとこういう場所を増やしていただいて、そして観光産業、観光客として訪れる方も多分旅行を兼ねて仕事もするということができるでしょうから、そういう場所を行政としてもっと提供していく一つのはずみをつくると、そういうふうにつなげていっていただけたらなというふうに思います。ありがとうございました。

大変短いですけれども、議案質疑ですので、これで終わらせていただきます。ありがと うございました。

○18番(平野文活君) それでは、私は、まず議第3号令和3年度一般会計補正予算について3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点は、新型コロナ感染症の対応の地方創生臨時交付金についてであります。

令和2年度にこの交付金は別府市に総額17億7,000万円余り交付されました。この交付金を活用して、57の事業が実施をされました。ところが、今回の補正予算で見ますと、令和3年度は総額で8億9,469万3,000円、半分ぐらいになったわけですが、かなり、9億円近いお金が来ている。ところが、これを使った事業は結果としては2つだけということになったわけですね。この令和3年度の使い道についての経過について聞きたいわけであります。

そこで、この議案書を見ますと、5月の臨時議会で2億6,000万円の臨時交付金が計上 されたとなっておりますが、これは何に使ったのでしょうか。

○財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

昨年の5月臨時議会におきまして、令和3年度別府市新型コロナウイルス感染症緊急対策第2弾といたしまして予算計上いたしました中小企業者等家賃応援金4億1,650万円を財源といたしまして、臨時交付金を2億6,000万円充当させていただいております。

- ○18番(平野文活君) 続いて12月議会に提案された補正予算(第8号)で約1億4,000 万円の臨時交付金が計上されて、収入として、歳入としてありましたが、これは何に使っ たのでしょうか。
- ○財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

12 月議会での追加交付分1億4,025万1,000円につきましても、中小企業者等家賃応援金の財源として充当をしております。

○18番(平野文活君) 5月そして12月についた約4億のお金は、全部この中小企業等家 賃応援金に活用したと、こういう経過ですね。

続いて今議会の3月補正予算ですね、第13号で約5億円の臨時交付金が追加計上されたわけでありますが、これはどういうふうに使う予定になっているかということをお伺いします。

○財政課長(矢野義知君) お答えいたします。

今回の3月補正では、中小企業者等家賃応援金の減額補正に伴いまして、7,848万1,000円を財源から減額いたしまして、今回追加分となります4億9,444万2,000円と合わせまして、5億7,292万3,000円を別府市PCR検査センター開設費の財源として計上をしております。

- ○18番(平野文活君) という流れで約9億円の臨時交付金が活用されたわけですね、令和 3年度。結局、一旦は市の単費で、あるいは単費を含んで事業開始をした事業に、最終的 には国のこの交付金を充てたと、こういう経過になっております。そういうことを決める 経過ですね、最終的に、私も注目しておったのですが、昨年の12月の臨時国会で令和3 年度の補正予算が決まりましたですよね。それに向けて全国知事会が、この臨時交付金と いうのは地方にとってみたら何にでも使えるいわゆる一般財源ですから、非常に注目して いるわけですね、どれぐらいのお金が来るのだろうかと。知事会としては、約2兆円要求 したと思います。最終的にはこの閣議決定で1兆2,000億円というふうに決まったわけで ありますが、その最終的に決まった臨時交付金が、各県あるいは各市町村にどれくらい交 付されますよというふうな提示があると思うのですね。そしてまた、その提示を受けてど ういう事業にこれを使う予定ですかという、この使い道について実施計画を1月31日ま でに出しなさい、こういう通知もあったかと思うわけですね。そういう国の通知、総額提 示だとか、そういう通知を受けて、最終的にこの2つの事業に財源として振り替えるとい うことを決めたようなのですが、この1月31日に提出期限が来た実施計画の中で、もう 既に別府市はこの2つの事業に臨時交付金を使うのだということを決めて国に通知をした と、そういう経過でいいのでしょうか。
- ○企画戦略部長(安部政信君) お答えいたします。

まず、地方創生臨時交付金については、一般財源ではなくて、やはり各種のコロナ対策 費の財源として、特定財源として地方に交付されます。

今回、令和3年度については、御指摘のとおり2事業に充てております。この臨時交付金というのは、御存じのとおり自治体の判断で各種のコロナ対策費に活用できるものでございます。この交付額については、人口等によってあらかじめもう決められております。ですので、御指摘のとおり令和2年度に数多くの事業に充てようと、今回のように2事業に充てようと、コロナ対策全体の財政負担は変わらないものですので、今回、令和3年度につきましては、一般財源の負担の大きい2事業に対して優先して充てております。

○18番(平野文活君) コロナ対策、コロナの対策ということに限って言えば何にでも使えるという意味で申し上げたわけでございますが、令和2年度のようにいろんな事業に使うというやり方と、今回のように2つの事業に集中して使うという、これは市自身が決められることでありますので、あえてこれに異議を唱えるということではありませんが、実際、市民の立場から見たときに、最終的に9億円近いお金が臨時交付金として交付されると。これが、コロナでいろんな意味で命を守るという点でも、あるいは経営、その他を守るという点でも、お困り事があるわけですよね。どういうお困り事にこのお金が使われるかというのは、市民としても注目点なわけですよね。そういう意味で、もうちょっと広範囲に配慮したような使い方もできたのではないかなということを、ちょっと私は思ったということを申し上げているわけであります。

この家賃応援金にしても、PCRセンターにしても極めて重要な事業だということは 重々承知の上で申し上げているわけでございまして、経過を、どういう経過でこの2事業 になったのかということを改めて確認したいと思って質疑を行いました。何か答弁ありま すか。

○市長(長野恭紘君) では、私から。

議員言われることは、最終的には臨時交付金をそこに充てるという結論にはなりましたけれども、私どもとしては、必要な、市民の皆さん方が今何を求めているかという様々な事業に対して、臨時交付金があるからやるとかやらないとかということよりも、必要なときに必要な手立てをしっかりやっていって、なかなか事業をやっていない自治体とは違うので、様々な経済対策とか感染予防対策やってきているつもりですので、臨時交付金をもらうよりも、もうそれを上回るようなペースで事業をどんどんどんどんやってきています。なので、いわゆる先食いをしているというような表現が合っているかどうか分かりませんが、いずれにしても、やってきた事業に対して後で入ってくる臨時交付金等を充てると。そこ、どこに充てるかというと、いずれにしてもそれ以上の事業をやってきていますので、後からそういう入ってきたものをどこに充てるかということを、先食いしている部分に対して充てていくということですので、いずれにしても、そこの財源があるから事業をやるというよりも、やってきたことに対してどういうふうに措置するかというようなことを考えていると。そういう考え方で御理解をいただけるのではないかなというふうに思います。

○18番(平野文活君) 別府市がそういう立場で先行してやってきたということについては、 私自身も高く評価をしております。ですから、異論を唱えるつもりはありませんが、今後 もこの臨時交付金など、やっぱり国にも要求しながら、コロナが収まっているわけではあ りませんので、その対策の様々なお困り事に対して対応するという姿勢を続けていただき たいということを申し上げたいと思います。

そこで、その具体的な点です。PCRセンターと、それから中小企業応援金について少しお伺いしたいのですが、PCRセンターは、昨年5月の臨時議会で議決をされました。それからずっと設置期間の延長を重ねてきまして、現在のところ3月末までというふうになっております。

そこで、2月の月末28日までの検査数、陽性者数の実績はどうかということをまずお聞きしたいと思います。

○健康推進課長(樋田英彦君) お答えします。

2月28日時点での検査数ですが、PCR検査が2万9,833件、抗原検査が1万8,955件、合計で4万8,788件となっております。そのうち、陽性者の件数についてですが、陽性件数は393件となっております。

○18番(平野文活君) 昨年末時点の資料も事前に頂いていたのですけれども、その時点の 検査数は総数で2万8,704件でした。そして、ところが、この1月から2月末までの2か 月間で2万84件ですから、2万台、6か月間で2万8,000というのに、2か月間で2万 人の検査がやられたということは、それだけやっぱり市民のこの施設に対する関心という のか、活用が進んだということですね。

同時に陽性者、この施設を受診することによって判明をした陽性者の数が、昨年末までの6か月間で116件でした。ところが、この1月から2月までの2か月間で、今話があったように、これはトータルで393件というお話でしたから、そこから引きますと277件の陽性者が、この2か月間でこの施設を受診することによって判明したわけですね。これは、2か月間の陽性者数は、昨年6か月間と比べて2.4倍でした。これは、どういうふうにこれを見るかというと、私なりに思うのですが、多くの市民がこの施設を利用することによって、多くの人は、ああ、陰性だったという安心が得られた。また、陽性になった方は、これ、ここの施設は無症状の方が受診できるわけですから、無症状なのだけれども、実は感染していたという、つまり早期発見に貢献したという、多くの方は安心ができ、そしてそこで発見された陽性者の方、陽性者の早期発見に貢献したという意味で、この施設が果たした役割というのは非常に大きいというふうに私は考えておりますが、どのように評価されておりますでしょうか。

○いきいき健幸部長(内田 剛君) お答えいたします。

今年に入りまして、第6波ですね、特にオミクロン株ということで感染者がかなり多く出た、そういうことも影響していると思います。1日に100件を超える、109件でしたかね、そういうふうに市内で陽性者が確認できたということもありますし、その中でこの2か月間、PCR検査センターの利用が高かったということは言えると思います。

PCR検査センターのこれまでの成果といいますか、やはり感染者を早期に発見することで感染拡大を抑止していること、それと、無症状で感染に不安を感じる方へ検査体制を築くことで安心・安全を確保していること、ここが一番大きな成果であると思っております。

今後、開設の延長について、また考えていかなければいけないと思うのですけれども、 県内及び市内の感染状況の推移を踏まえながら、近日中にまた判断していく必要があると 考えております。

○18番(平野文活君) 私は、この検査センターの設置などを、先ほど市長からも答弁がありましたように、早め早めに決断をして、やるべきことをやるという点で、別府市がやってきたことは非常に評価しております。それに引き換え国の対応が非常にいろんな意味で遅い、後手後手だということも、我が党としては常々指摘をしてまいりました。

これから、まだオミクロン株も収束というような状況ではありませんし、場合によってはまたいろんな変異が生まれるかも分かりませんね。そういう意味ではこの検査というのは、本当に誰でもが使えるような検査体制を国がしなければいけないというふうに私は思うのですね。ですから、令和4年度の新年度の予算にはないのですが、国に対して、あるいは県に対して別府市がやってきたような、誰でも、いつでも、何度でも無料で検査ができるという、そういう検査体制を充実するように強く要請していただきたいということをお願いしまして、次に移りたいと思います。

中小企業応援金のことでございますが、先ほど議論がありましたので、ほぼ理解をいたしました。どの程度の利用者があったのか、総額でどの程度のお金が支援されたのか、お答え願いたいと思います。

○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

別府市中小企業者等家賃応援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年または前々年と比較し、月の売上げが30%以上減少している事業者の事業継続を下支えするために、家賃応援金として支給した事業となります。

昨年の実績といたしましては、申請期間が令和3年の6月8日から8月31日までの約3か月間を設けておりましたが、この間に交付件数は1,150件、応援金の交付額は総額で3億3,800万4,000円となっております。

- ○18番(平野文活君) 1,150件の事業者がこの給付金を受けたということですが、市内の事業者数から見ればどれくらいの割合になるのでしょうかね。かなりの事業者がこれによって助かったというふうには思うのですね。特に令和3年度は、国が令和2年度に実施していた持続化給付金あるいは家賃支援金などを打ち切った中で市が、別府市がこういう制度をつくったという点では、非常に別府市内の事業者、大いに助かっただろうというふうに思うのですね。そういう意味では先ほど市長が言われましたが、その一つの姿勢の表れだというふうに私も思います。国の動向、この事業者に対する、支援に対する国の動向について、分かれば教えていただきたいし、市がやるのはやっぱり相当財政的にも限度がありますよね。ですから、PCRセンターなどと同じように国・県が本格的に事業者の支援に乗り出すように強く求めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- ○観光・産業部長(松川幸路君) お答えいたします。

今、議員言われましたとおり、国のほうは事業復活支援金というものを事業者の皆様に、

申請を1月の末から始めたところでございますが、なかなか国のほうがきめ細かなところまでは手が届いていないというところが実際のところでございます。

家賃応援金につきましても、私どもは、事業者の方々の固定費がなかなか難しい、厳しいというところからの発想で支援をさせていただいたのと併せて、また宿泊事業者等には 水道料の減免も同時にやらせていただいたところでございまして、今後もそういうきめ細 やかなところの皆様のお声を拾いつつ、事業に対応していきたいと思っております。

○18番(平野文活君) よろしくお願いいたします。

最後に、議第13号について。これももう荒金議員が詳しく質疑いたしましたので、理解をいたしました。私が特に聞きたいという点は、国も同じような、この件については国も同じような制度をつくっているわけですね。小学校休業等対応助成金というのですかね、そういうものがありますし、そして、その支援金額が蔓延防止の指定された県だったら1日1万5,000円でしたね。それがない県の場合でも1万3,000円とかいうのがありました。だんだん減額されまして、2月は1万1,000円か、3月は9,000円。ですから、別府市の4,000円に比べれば手厚い、金額的には手厚いものになっているわけですね。ほぼ同じような要件ですよね。ですから、別府市にこの事業で問合せがあったり、申請があったりした際に、国の制度に該当すればそちらのほうも併せて勧めてみるという親切があってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○産業政策課長(竹元 徹君) お答えいたします。

休業支援金の対象となる方につきましては、休業に対する公的な保障や給与、手当てなどの支給がされない方が対象となりますので、今、議員からも御紹介いただきましたけれども、国の小学校休業等対応助成金など他の支援金、助成金などの制度も併せてホームページや市報など様々な広報媒体を活用しながら御紹介をさせていただくとともに、窓口などではチラシなども活用しながら御案内・御紹介をさせていただいて、専用の電話回線も設置いたしますので、電話での対応も積極的に行っていただきたいと思っております。

○18番(平野文活君) よろしくお願いします。

最後に、一言お願いしておきますが、この制度は、国の制度も同じですが、時給制で働いている労働者、あるいは日給制で働いている労働者などが大いに助かるわけですね。月給制の労働者についても、年休を使い切って、休んだら賃金がカットされるというような状況もありますよね。そういう方々が、コロナ関連のこの事業で賃金が、収入がなくなったという場合にこの制度を使えるわけですね、国も、あるいは市の制度もね。そこで、一番ネックになるのは、雇い主ですよね。雇い主が認めなければいけないでしょう。そこが申請する、働いている労働者から見れば、ちょっと申請しようかどうかという、何といいますかね、ちゅうちょする要件の一つなのですね。ですから、そういう該当する市民から申請なり、あるいは相談があった際に、雇い主に対する働きかけも併せて支援をしていただければ大変ありがたく使える制度になるのではないかというふうに思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

- ○観光・産業部長(松川幸路君) 様々なお問合せを既にいただいておりますけれども、御意見に沿ったきめ細やかな対応でしていきたいと思っております。
- ○18番(平野文活君) 終わります。
- ○23番(泉 武弘君) 補正予算の中で、集団接種会場の運営経費、また集団接種会場に派 遣する看護職員の費用、さらには予防接種の委託料等が、総額で8,700万円程度計上され ています。

そこで、お尋ねしますが、第1回、第2回、第3回の接種率はどのくらいになっているのか。また、それに伴う副反応等について把握していれば御報告ください。

○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。

2月28日現在、1回目接種の回数は9万883回、全人口に対する接種率は79.0%、2回目接種は9万89回、78.3%、3回目接種は1万7,835回、接種率は15.5%となっております。

接種に伴う副反応につきましては、予防接種法に定められる副反応が発生した際に医療機関から国の機関へ行われた報告の結果を把握しており、2月28日時点で58件となっております。

- ○23番(泉 武弘君) この第3回目の接種が、市の考えていた計画どおりに進んでいるのかどうか。もし進んでいないとすれば、どんな要因で進んでいないというふうに分析しているのか答弁してください。
- ○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。 現在、昨日より集団接種会場、それから個別の医療機関等で65歳以上の方々の接種が本格的に始まっております。現在のところ、計画どおり進んでおります。
- ○23番(泉 武弘君) 副反応について、ここに一つの資料がありますが、12月時点で厚 労省が出している資料に基づいて話をさせていただきますと、新型コロナワクチン接種後 に亡くなった方が1,431人、重篤者が5,081人というふうに厚労省の資料ではなっていま す。

そこで、私が特に今日、意を用いてお尋ねしたい点は次の問題です。5歳から11歳までの子どもに対する接種券の配布が進んでいます。そこで問題点は、高齢者を中心とする接種は、自己判断・自己責任という形で行われました。今度は5歳から11歳までの子どもの接種は、保護者並びに本人の意思によってこの接種が行われるわけですね。

そこで、一番最初にお尋ねをしたいのは、今回の接種券配布を全対象者とした理由はどんな理由でしょうか。

○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種は、国民の生命と健康を守るため、国の主導の下行われているものです。5歳から11歳の接種におきましても、市内で対象となる人数は約6,000人おり、希望される方の早期接種が可能となるよう、一斉に接種券を発送いたしました。

○23番(泉 武弘君) 今回のこの5歳から11歳の子どもに対する接種は、従前と違って 努力義務が課せられていませんね。努力義務が課せられていないにもかかわらず、全員を 対象にした理由ですね、これが1点目。

それから、5歳から11歳までに接種する子ども用のファイザー社のワクチンですね、これは感染予防効果、さらにそれらの、例えばコロナワクチンを接種したときの感染予防効果やコロナワクチンの有効期間、こういうもののデータは、現在あるのですか。

○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、5歳から11歳の接種については、努力義務は課せられておりませんし、感染の予防・効果のほうも確認されておりません。ただ、基礎疾患がある方については、重症化のおそれがあるということで、そういった重症化予防については、ある程度の効果があるのではないかと予見されておりますので、そういったことを期待して全員のほうに接種券を発送させていただいているという状況になっております。

○いきいき健幸部長(内田 剛君) 次長の答弁を補強させていただきます。

答弁の中で、今回全員に配布したというところで、国民の生活と健康を守るため、国の主導で行っているという答弁をした部分ですけれども、これは、もう厚生労働省が、重症化リスクの高い子どもへの接種機会を確保し、今後、新たな変異株が出現する可能性があることを踏まえて、対象者全員に予診票を送付すると、そういうことになっておりますので、それを踏まえ実施しておるところがあります。

○23番(泉 武弘君) それは何か説得力のない答弁だと思いますね。泉大津市では、接種 を希望する方は届出をしてください、こういうふうな対応をしている市もありますから、 今、部長が答弁されたのとはちょっと理論矛盾があろうかと思います。

さらに、これは別府市が配布した資料ですね。この資料にこう書いているのですね。「保護者の方へ 5歳から11歳の方も新型コロナワクチンを受けられるようになりました」と、こう書いております。いわゆる受けてくださいとは書いていないのですね。

誤解のないように申し上げておきますが、接種をするか否かというのは、保護者と本人が判断すべきもので、これに「接種をすべきだ」、「しなければいけない」、「接種をするな」とか言う権限は、私にはありません。ただ懸念されることを保護者や当事者にやはり正確に伝えるということが大事だと思って、この議案質疑を実はさせていただいているのですね。

もう一回だけ確認させてください。今回のオミクロン株に対するワクチン接種の効果ですね、効果。それからもう1つは、接種をした後の有効期間、それから副反応、こういうもののデータはないというふうに理解していいのかどうか、答弁してください。

○いきいき健幸部長(内田 剛君) 効果につきましては、5歳から11歳の子どもについての効果というのは、まだはっきりしていないところがあるのですけれども、成人については、発症については70%抑えられる、重症化については90%抑えられる。ファイザーについてもモデルナについても、そういう効果は出ているということは報告をされております。

また、子どもの副反応については、これは治験のほうの報告では、数日内に副反応として起こる症状が、50%以上の人が接種部分の痛み、疲労感、10%から50%の人が頭痛とか接種部分の赤みとか腫れとか、10%未満の方が下痢、発熱があっている、そういう報告もあっております。

今、議員のほうから議案質疑で出されている努力義務というところは、今回、5歳以上 11歳未満はありませんので、議員が今言ってくださっているように、当然この接種については感染予防の効果と副反応のリスクについて正しい知識を持っていただいた上で、子どもさんと話し合って、保護者の方の意思に基づいて御判断していくことが重要であると考えております。

- ○23番(泉 武弘君) 今、部長が答弁されたのは、オミクロン株のワクチン接種の効果で すか。従前のワクチン接種の効果ではないのですか。オミクロン株の臨床データというの はないでしょう。今の答弁、間違いないですか。
- ○いきいき健幸部長(内田 剛君) オミクロン株について、私どもとしては、感染については効果は、感染について、ワクチン接種後に、感染については感染はあり得るけれども、発症については70%、3回目の接種ですね、発症については70%、重症化については90%の効果があるというふうに聞いております。
- ○23番(泉 武弘君) 大野次長、今の私の質問、再度確認します。オミクロン株について 5歳から 11歳が対象になります、今回。これらに対するデータ、いわゆるエビデンスと いうふうに市は書いていますけれども、こういう科学的な根拠というのは、例えば感染予防効果、副反応、重篤化、こういうものに対するデータがあるとするならば教えてください。 ないということが、ここに実は書いているのですね。臨床試験の完了予定日が、ファイザー社が 2023年の5月完了です。モデルナは 2022年の10月に臨床試験が終わるということですが、もし今、部長が答弁されたような資料があるとするならば、ぜひともそれを読み上げてください。
- ○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。 議員おっしゃるように、小児ワクチンのデータを各社から提供されているのは、オミク

ロン株流行前のものとなりますので、現時点ではオミクロン株に関するデータは十分ではないということは、厚生労働省のQ&A等にも示されております。

○23番(泉 武弘君) そうですね、それで質疑がかみ合いました。オミクロン株については、現在のところ科学的なデータが出そろっていない、こういうことです。

それでは、もう一つ教えてください。 5 歳から 11 歳の子どもに対して、接種をした場合の効果というのは何ですか。

- ○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。先ほども答弁させていただきましたが、重症化の予防というところが期待されております。
- ○23番(泉 武弘君) これは学校、教育長も聞いてほしいのですね。これは、保護者の皆さんがもし勘違いをするとするならば、この5歳から11歳の対象の子どもに、ワクチンを接種したときに感染をしないのではないかと誤解される方が多いと思います。ところが、いろいろなこの資料を見ていますと、接種をしたからといって感染予防にはならないのですね。今、大野次長が答弁されたように重篤化、発症、この2つを抑制するというふうに厚労省の資料ではなっていますけれども、このような理解でよろしいのでしょうか。
- ○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えします。 はい、そのとおりであります。
- ○23番(泉 武弘君) そこで、教育現場にお尋ねします。この子どもたちに対するワクチン接種に対して、学校現場が、例えば集団接種圧力とか、例えば集団接種とか接種をしたかしないかというような差別があっては絶対にならないと思うのですね。そこらの指導は、学校現場の教師に対する指導は、教育委員会はどのような方針で行っていますか。
- ○教育部長(柏木正義君) お答えいたします。

大分県教育委員会を通じて国から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児 童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」という通知 が来ております。

この通知の内容につきましては、学校の集団接種に関する考え方、それから新型コロナワクチン接種に伴う出欠等の取扱い、予防接種歴の取扱い、差別やいじめ等の防止、新型コロナワクチン接種に係る広報、こういったことが記載されております。

この通知と、厚生労働省が発行しております5歳から11歳の子どもと保護者用のリーフレット、新型コロナワクチン接種についてのお知らせが資料として添付されてきましたので、各学校宛てに通知し、周知をしております。

○23番(泉 武弘君) 教育長、集団接種圧力、または接種をするなというような個人的主 観に基づいた教育現場での対応は絶対しないようにお願いしておきます。これは強くくぎ を刺しておきます。

それから大野次長、基礎的疾患を持った子どもたちには有効だとさっき答弁されました ね。基礎的疾患というのはどういうことですか。「基礎的疾患」という言葉が、この配ら れた資料の中に出てくるのです。基礎的疾患とは一体何ですか。

- ○いきいき健幸部次長(大野高之君) お答えいたします。 厚生労働省の資料によりますと、慢性呼吸器疾患、先天性心疾患等が基礎疾患を有する というふうに判断されるというふうにされております。
- ○23番(泉 武弘君) 次長、これね、私も基礎疾患というのを分からなかったのです、恥ずかしながら。それでネットで検索していきましたら、横浜市が、基礎的疾患の項目がずっと出ているのですよ。何項目か、13項目にわたって出ています。それで、保護者の皆さんに基礎的疾患のある子どもはといって、基礎的疾患というのは何だろうというのが、分からない方も多いと思うのですね。やっぱりそういうことは、接種券を配布した側が、基

礎的疾患とはこういうものを含むのですよ、こういう症状のものはかかりつけ医と相談をして接種するかどうか決めてくださいよという、きめ細かな説明が私は必要ではないかなという感じがする。恥ずかしながら、私も基礎的疾患の2つは分かりましたけれども、13項目についてはついぞ承知していませんでした。

そこで最後に、このようなワクチンについても新薬についても、万全ということは絶対ないということだけは申し上げておきます。それは過去の薬禍等の事例を見ますと、こういうのがある。サリドマイド、スモン、薬害エイズ、薬害ヤコブ、クロロキン、ソリブジン、こういうものは、厚労省の薬事審議会を経て安全だということで服用した結果が、薬禍として今なお苦しんでいる実態があるのです。

だから、打つか打たないかというのは、まず保護者の皆さんが基礎的判断ができる資料を行政は提供してやる、このことは極めて大事だと思うのですね。これはやっぱり先ほど言いました基礎疾患について、保護者の方は賢明な方が多いわけですから、よく知っておられると思いますが、特に市長ね、障がい者の方、貧困家庭の方、こういう方々の子どもには特に懇切丁寧な説明が必要であるということを申し上げて、質疑を終わります。

○3番(美馬恭子君) よろしくお願いします。最後になりましたので、質疑に関しては重なっている部分がありますので、その中で重なっていないところを少しお聞きしたいと思います。

最初に、議第3号の件でございますけれども、全体的にニュースや配信を見ていますと、9,000円アップするのだというような認識が広く広がっていますが、基本的には給与の3%ということになるのでしょうか。そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

- ○子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。 議員のおっしゃるとおり、収入の3%程度の引上げになります。
- ○3番(美馬恭子君) なかなか数字が独り歩きしまして、9,000円なのだというところで納得されている方も多いと思いますので、そこはもう一度しっかりと、基本的には給与の3%ということで説明をしていただきたいなというふうにも思っております。

民間の保育所等は給与もかなり異なります。先ほど本当に支払われたかどうか、賃金台帳等で調べて確認をいたしますということでしたが、これは事前に給与体系を確認しての交付ということではないのですか。

- ○子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。
 - まず最初に、事前に計画書を出していただきます。そして、最終的に各施設から提出される賃金改善実績報告書の確認の際に、検証資料としまして賃金台帳等の添付を求め、記載内容について確認を行います。
- ○3番(美馬恭子君) 保育士さんたち、かなり給料の面で厳しいということは、国にも理解していただいてこういうふうな状態になっていますので、ぜひしっかりと手元に3%が行くように確認をしていただきたいなというふうに思っておりますし、また、政府が言っていますように、公的部門における処遇改善もぜひ声を上げていただきたいな、検討していただきたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

続きまして、議第24号別府市学校給食運営委員会条例の制定についてですが、これに関しても、前の議員の方々が説明を聞いていらっしゃったので、重なるところは省かせていただきたいというふうに思っています。

その中で、運営委員会が設置されるということは、中身は分かりました。そして、今後 各学校に発信されていくのだということも分かりましたけれども、情報発信が本当に正確 に行われることが大切だと考えておりますが、これに関してはどのように発信されていく のか、計画があれば教えてください。

○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

学校給食運営委員会は、年間3回程度の開催を予定しております。会議の内容は、毎回市の公式ホームページに掲載し、広く市民の皆様にお知らせをいたします。また、新学校給食共同調理場が発行する献立表や「給食通信」、これは仮称でございますけれども、そういった情報につきましても、広告媒体を活用するとともに、SNSで発信を行うなど保護者の皆様方に確実に届くようにしたいと考えております。

- ○3番(美馬恭子君) 今までと違って小学校の場合、各学校で運営委員会が開催されるというわけではなく、共同調理場の中でこういう委員会を設置して話を進めていくということですので、なかなか伝わりにくいかとも思います。また、SNSでの発信も十分届くかどうかというのも少し疑問なところもありますが、今まである学校の運営委員会も、このまま縮小の形で継続されるという話も聞きましたが、その関わりについては、今後もどのように説明をされていくのでしょうか。
- ○教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

実際に給食を食べる子どもたち、その保護者の意見を反映させていくべきというふうに考えております。日本一おいしい質の高い給食を提供するためには、毎日それを口にする子どもたちの意見が最も大切であるというふうに考えております。そのために、まずは子どもたちへのアンケートを定期的に実施したいと考えております。子どもの嗜好を的確に捉えたり、経年変化を分析したりできるようなアンケートの項目につきましては、今回の条例で設置しようとする学校給食運営委員会での審議をお願いしたいというふうに考えております。

また、保護者の意見につきましては、給食試食会の実施や新学校給食共同調理場の視察など、実際に学校給食に触れる機会を通じてその意見を集約する機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

○3番(美馬恭子君) 以前から給食に関してもそうですけれども、教育に関しても、受けるのは実際子どもたちです。しかし、なかなか子どもたちの意見が反映されていない。運営委員会に子どもたちが入りなさいという話にはなりませんが、今言われたように多くの子どもたちの意見を反映させて運営委員会の中で、どういう形になるか分かりませんが、見せていただいて、子どもたちの意見をその場で皆さんに分かっていただきたい。そして、少しでも子どもたちに即した給食が行くようにということで、運営委員会の中身もぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。

中心となるのは子どもたちです。そして、その子どもたちをフォローしていく保護者も、 また第2の中心となると思いますが、運営委員会の中でぜひ声が大きく発信できるような 形で皆さんの指導もよろしくお願いしたいなというふうに思っております。

新しい給食共同調理場に向けて着々と進んではいますけれども、これに関しましては、 一般質問でもまた質問させていただきますので、今回は、私の質問はこれで終わらせてい ただきます。ありがとうございました。

○議長(松川章三君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。 上程中の全議案については、お手元に配付しております「議案付託表」のとおり、それ ぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日3月3日から7日までの5日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、 次の本会議は、3月8日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 49 分 散会